

伊方3号機許可

規制委に異議申し立て

審理は非公開

原子力規制委員会が7月に行った四国電力伊方原発3号機（愛媛県伊方町）の新規制基準に関わる設置変更許可に関して、許可の取り消しを求める行政不服審査法に基づく異議申し立てが行われたこ

とが分かりました。14日の原子力規制委員会に報告されました。

異議申し立てでは、口頭意見陳述を求めています。規制委は、審理や議事録を非公開とし、決定後に資料や議事要旨を公開することを決めました。異議申し立ては10日

に行われました。伊方原発3号機の審査において、それを超える破壊に至る限界であるクリフエッジを超えないよう「恣意（しい）的操作」があることや、基準地震動が過小であること、重大事故発生時に格納容器の破壊をもたらす水素爆ごうの危険性がある点などを指摘しています。規制委はまた、今後、新規制基準への適

合性に関する許認可などへの異議申し立てを受けた場合、規制委への報告は行わずホームページで公表し、引き続き審理や議事録を非公開とすることを決めました。